

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受けるお客さまに対するガス料金の特別措置について

新型コロナウイルス感染症の影響により、公共料金の支払が困難になるなど、多大な被害が発生・拡大していくことが懸念されます。また、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部および経済産業省からガス料金の支払期日の延長について、ガス事業者に対して要請をされております。このような状況を踏まえ、当社は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、『生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置』に基づく貸付を受けたお客さまを対象にした、ガス料金の支払期限延長の特別措置を下記のとおり行うことといたしました。なお、「旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点小売供給約款」に関する特別措置は、関東経済産業局長に「託送供給約款以外の供給条件」の実施についての認可申請を3月23日に行い、同日付で認可されたものです。

### 記

#### 【適用となるお客さま】

以下の特別措置は、『生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置』に基づく貸付を受けたお客さまが本適用をお申し出いただいた場合に適用させていただきます。

#### 【ガス料金の特別措置の内容】

ガス料金[都市ガス（旧一般ガス及び旧簡易ガス）、LPガス]について、2020年2月（支払期限日が2020年3月25日以降となるもの）、同年3月検針分のガス料金の支払期限※をそれぞれ1ヶ月間延長いたします。

#### 【備考】

実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討することいたします。

※支払期限：支払義務発生日の翌日から起算して50日目をいいます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して50日目が、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日および5月1日、12月30日）の場合には、その直後の休日でない日となります。

以上

<p>□本件に関するお問合せ先 房州ガス株式会社 総務部総務課 担当：本間、高松、岩並 TEL：0470-22-2251</p>
--